

◆戸別収集・有料化全市実施説明会 Q&A

平成 25 年 7 月 26 日 (金) 午後 6 時から午後 7 時 20 分

場所 鎌倉消防署七里ガ浜出張所 会議室

参加者 20 名

- 1 鎌倉市のごみの現状について
- 2 戸別収集・有料化説明 DVD 上映
- 3 モデル事業等についての概要説明
- 4 質疑応答

Q ごみを出す場所が 2 か所になって不便になったということはどういうことですか。

A 今回モデル地区では、現行の収集日のままで回収方法だけ戸別収集にしたため、例えば同じ曜日に、家の前には容器包装プラスチックを出し、クリーンステーションへ植木剪定材を出す日があるということです。全市実施の際は、戸別収集品目とクリーンステーション品目の収集日が重ならないように収集日を変更する予定です。

Q 指定収集袋をリットルで表示していますが、縦横の大きさを表示してはどうでしょうか。

A 指定収集袋の大きさは、マチをどれくらいの幅にするかなど詳細については現在検討中のため、決定次第お知らせしていきます。

Q 生ごみ処理機を利用したことがあります、欠点もあると思いますがどのようにお考えですか。

A 電動型については以前より技術も向上し、消費電力や音などは改善したと聞いていますが、独特の臭いがあります。非電動型についても、様々なタイプが出てきていますが、一般的に使い方にコツがいることは理解しております。コツや手間のかかる点をご理解いただき、ご家庭の状況に合わせてご活用いただければと思います。

Q 紙おむつと清掃ごみは透明半透明の袋でよいということですが、市販のビニール袋で良いということですか。

A 現在お使いの透明・半透明のビニール袋で排出できます。

Q 指定収集袋を使わずに出されたごみはどうするのですか。

A 収集はしません。ご在宅の場合はその場でご説明させていただき、ご不在の場合はごみにお知らせを貼ります。

Q 容器包装プラスチックは、有料ではないということですが今使っているビニール袋で良いということですか。

A 現在お使いの透明・半透明のビニール袋で排出できます。

Q 戸別収集・有料化になっても燃やすごみは週 2 回の回収ですか。

A 現在はその予定です。

Q 分別方法をもっと詳しく書いてほしいです。

A 条例改正が決まり次第、各戸に詳しく記載したものを配布する予定です。

Q 粗大ごみに変更はありますか。

A 受付の方法や出し方に変更はありません。粗大ごみとして扱う品目については、一部変更を検討しています。

Q 高齢者や一人暮らしの方も多いので、制度が知られるまでクリーンステーションに出す方もいるのではないかと思います。対策はされますか。

A モデル地区でも当初はクリーンステーションに出されたケースもありましたが、パトロールやクリーンステーションへ看板を掲示したところ、現在では無くなっています。

Q シュレッダーにかけた紙ごみをビニール袋で出したら置いて行かれたのはどうしてですか。

A シュレッダーにかけた紙はミックスペーパーになります。ミックスペーパーは紙袋で排出していただくようになっています。紙袋での排出は、中間処理の際に袋の破裂による飛散を防ぐためでもあるのでご協力お願いいたします。

Q ミックスペーパーを排出する時の紙袋が、買い物をしてもらう機会が少なく、手に入らないのですがどうしたらいいですか。

A 市役所や支所で、紙袋を余っている方が提供し、必要な方がもらえるリユースボックスを設置しているのでご利用ください。紙袋でなくても、包装紙やカレンダーなど大きめの紙で包んでガムテープかホチキスで封をした状態であれば、お出しいただけます。

Q 指定収集袋を買うことで有料化する方法ではないやり方での有料化はできないのか。

A ごみは見た目ではどれくらい量を出されているか判断が困難なので、様々な袋で出されてしまうと適正な料金の判断がつきません。有料化の方法としては、簡便で公平性も保たれるという利点から、指定収集袋を使った方法を導入している自治体が多いと聞いています。

Q 容積と重量は違うので、大きくても軽いものもあるかと思いますが、なるべく小さな袋に収められれば良いということですか。

A そのとおりです。指定収集袋に口を結んで破れずに入っており、運べる重さであれば回収します。

Q ペットのトイレ用の砂は燃やすごみになりますか。

A 砂といっても紙等可燃物で出来ているものであれば、燃やすごみになります。

Q 容器包装プラスチックを週2回の回収にできないでしょうか。

A 収集回数を増やすとコストも増加するため、現在は全市実施の場合も現行のままの週1回を考えています。

Q 袋の代金は全て市の歳入に入るのですか。袋の作成費は市が支払うのでしょうか。

A 販売していただく店舗へは、販売に係る手数料として一部お支払いする予定です。他市の事例をみると、約8パーセントを支払っているようです。袋の作成費は別途かかります。

